

第3回智頭町議会定例会会議録

令和2年9月9日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 90号 令和元年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第 91号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第 92号 令和元年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 93号 令和元年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 94号 令和元年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 95号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第 96号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第 97号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第 98号 令和元年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第 99号 令和元年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第100号 令和元年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第101号 令和元年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第102号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第17. 議案第103号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算

(第3号)

- 第18. 議案第104号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 第19. 議案第105号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第20. 議案第106号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 第21. 議案第107号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第22. 議案第108号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)
- 第23. 議案第109号 智頭町立富沢コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第24. 議案第110号 智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金基金条例の制定について
- 第25. 議案第111号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第26. 議案第112号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第27. 議案第113号 智頭町立智頭図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第28. 議案第114号 智頭町立地区集会所の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第29. 議案第115号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第30. 議案第116号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第31. 議案第117号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第32. 議案第118号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第33. 議案第119号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について
- 第34. 議案第120号 町道の路線変更について
- 第35. 報告第4号 法人の経営状況について
- 第36. 報告第5号 法人の経営状況について
- 第37. 陳情について

1. 会議に付した事件

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会期の決定

第 3. 諸般の報告

第 4. 議案第 90号 令和元年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 5. 議案第 91号 令和元年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6. 議案第 92号 令和元年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7. 議案第 93号 令和元年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8. 議案第 94号 令和元年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9. 議案第 95号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第10. 議案第 96号 令和元年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第11. 議案第 97号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第12. 議案第 98号 令和元年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第13. 議案第 99号 令和元年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第14. 議案第100号 令和元年度智頭町水道事業会計決算の認定について

第15. 議案第101号 令和元年度智頭町病院事業会計決算の認定について

第16. 議案第102号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第4号）

第17. 議案第103号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第18. 議案第104号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 第19. 議案第105号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20. 議案第106号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21. 議案第107号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第22. 議案第108号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第23. 議案第109号 智頭町立富沢コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第24. 議案第110号 智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金基金条例の制定について
- 第25. 議案第111号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第26. 議案第112号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第27. 議案第113号 智頭町立智頭図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第28. 議案第114号 智頭町立地区集会所の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第29. 議案第115号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第30. 議案第116号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第31. 議案第117号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第32. 議案第118号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第33. 議案第119号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について
- 第34. 議案第120号 町道の路線変更について
- 第35. 報告第4号 法人の経営状況について
- 第36. 報告第5号 法人の経営状況について
- 第37. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 谷口翔馬

2番 波多恵理子

3番 安道泰治

4番 國本誠一

5番 河村 仁志
7番 岩本 富美男
9番 岸本 眞一郎
11番 中野 ゆかり

6番 大藤 克紀
8番 谷口 雅人
10番 酒本 敏興
12番 大河原 昭洋

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	金 兒 英 夫
教 育	長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	矢 部 整
企 画 課	長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課	長	江 口 礼 子
教 育 課	長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課	長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課	長	山 本 進
地 籍 調 査 課	長	原 田 誠 之
福 祉 課	長	小 谷 い ず 美
会 計 課	長	矢 部 久 美 子
税 務 住 民 課 参 事 兼 水 道 課 長		藤 森 啓 次
総 務 課 参 事		米 本 勝 彦
病 院 事 務 部 長		福 安 教 男
代 表 監 査 委 員		小 林 新

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 柴 田 睦 子
書 記 松 田 絵 理

開 会 午 前 1 0 時 3 5 分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） 　　ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第3回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 　　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、波多恵理子議員、3番、安道泰治議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（大河原昭洋） 　　日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 　　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間と決定しました。

日程第3． 諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 　　日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和2年7月分から8月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お

手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、智頭町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度健全化判断比率について及び令和元年度資金不足比率についての報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、9月1日付をもって、町長、教育長並びに代表監査委員に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどご覧いただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第90号から日程第34．議案第120号まで 31案

日程第35．報告第4号から日程第36．報告第5号まで 2報告

一括上程

○議長（大河原昭洋） これから、議案第90号 令和元年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第120号 町道の路線変更についてまでの31議案及び報告第4号 法人の経営状況についてから、報告第5号 法人の経営状況についてまでの2報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） おはようございます。まずもちまして、提案理由を述べさせていただく前に、私の都合によりまして議会日程を調整していただきました。この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

それでは、提案理由の説明を読ませていただきます。

本日、ここに第3回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご参集いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第90号から議案第101号までは、令和元年度一般会計及び特別

会計並びに公営企業会計の決算認定を求めるものです。この12議案につきましては、去る7月31日から8月12日までの間、町監査委員による審査を受けましたので、その意見を添えて本議会の認定に付するものであります。

次に、議案第102号から議案第108号までは、補正予算についてであります。各会計に共通しまして新型コロナウイルス感染症を克服するため、国の第2次補正予算に計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用して、感染拡大予防など新しい生活様式への取組と町内での消費喚起など、町内業者の支援に要する経費を措置しています。

まず、議案第102号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第4号）について主なものを説明します。

総務費のまちづくり推進費では、まちづくり事務費で国の過疎地域等自立活性化推進交付金を活用して、地域通貨、まちのコイン活用による地域内外との関係性の構築や、循環型の経済を創出するための新たな仕組みづくりを検討する経費を、移住定住促進事業では、定住促進賃貸住宅退去に伴う修繕費などを、地域情報化推進事業では、次世代IP告知端末更新時の導入に向けた買物支援や認知症予防など、新しい生活様式に対応したアプリケーション開発委託料のほか、県道改良工事に伴う光ケーブル移転補償費の増額を、それぞれ措置しています。

地域活性化推進費では、社会保険事業で保険加入者と心と心を通わせるため、5月に先行実施した心の疎開プロジェクト事業に要した経費を、地域支援推進事業では、11月に完成予定の富沢コミュニティーセンターの管理運営に要する経費を、それぞれ措置しています。

交通政策費では、新型コロナウイルスの影響を受けている広域バス路線南部幹線の維持を図るため、路線バス運行継続を支援する経費を措置しています。

諸費の諸税等還付金では、過年度の事業費清算に伴う国県支出金返還金の増額を措置しています。

また、税務総務費では町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税について、コンビニ収納導入に向けたシステム改修委託料を措置しています。

民生費の社会福祉費では、おせっかいのまちづくり推進のため、小中学生に身近な人へのおせっかいに取り組んでもらう運動の参加費などを措置しています。

障害福祉費では、重度障がい児者支援事業補助金、更生医療費、障がい者給付費などの実績見込みに伴う増額を、老人福祉費では、介護保険事業特別会計操出

金の増額を、それぞれ措置しています。

衛生費の保健衛生総務費では、検診事業実施時の感染予防対策用品購入費を、各種予防費では、本年10月からロタウイルス予防接種が定期予防接種となることに伴う予防接種委託料の増額など、保健センター管理費では、1階テラスの支柱修繕に要する経費のほか、ひだまりホール等電灯のLEDリース料を、上水道費では、上水道会計操出金を、病院施設費では、病院事業会計操出金の増額を、それぞれ措置しています。

農林水産業費の農業振興費では、農業団地センターを鳥取いなば農業協同組合に無償譲渡することに伴う施設修繕事業負担金を、また、芦津貯木場跡地を原木シイタケ栽培地として国から購入する経費を、農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計操出金の増額を、それぞれ措置しています。

林業振興費では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う木材需要の低迷に対応するため、素材生産者、原木市場、製材事業者を支援する智頭材出荷緊急対策事業補助金を、また、地域経済の活性化のため全町民に地域通貨杉小判5枚を追加して配布する経費を、それぞれ措置しています。

林道費では、林道施設災害復旧事業に伴う林道修繕工事費の増額を措置しています。

商工費の商工振興費では、新型コロナウイルス感染症の影響で前年同期と比較して売上げが減少している事業所に、10万円から120万円を従業員数、減少幅に応じて交付する、コロナに負けるな中小企業支援交付金のほか、町内の複数の飲食店が連携して行う収益向上の取組や事業について、1事業につき上限50万円を助成する智頭町飲食店連携応援補助金を、また、智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金の見込み増のほか、令和3年度以降の給付に備えるため、智頭町新型コロナウイルス感染症対応利子補給補助金基金積立金を、それぞれ措置しています。

観光費の観光事業では、コロナ後を見据えた観光促進事業を智頭町観光協会に委託する、コロナに打ち克て観光促進事業委託料を措置しています。

土木費の道路維持費では、新図書館入り口周辺の歩道修繕に要する経費のほか、道路台帳の錯誤調整及び道路台帳管理システムの機能追加に要する経費を、下水道事業費では、公共下水道事業特別会計操出金の増額を、それぞれ措置しています。

消防費の消防施設費では、山郷地区消防団拠点施設の外壁修繕に要する経費を、防災費では、マスクほかの感染予防対策備蓄品のほか、間仕切りカーテンなど避難所の感染防止用品購入費などを、それぞれ措置しています。

教育費の小学校費及び中学校費では、サーモグラフィーカメラなどの感染防止対策用備品購入費を、地区公民館費では、山形第一公民館の外階段修繕に要する経費を、文化財整備活用費では、工法変更などに伴う歴史の道整備工事費の増額を、また、学校給食費では保護者負担軽減のため現在は半額としている給食費を、4月に遡って完全に無償化とする経費のほか、県産水産物を学校給食に提供する食材費を、それぞれ措置しています。

その他、特別会計、企業会計を含む各費目に共通して、建物共済保険料の算定基準変更に伴う保険料の調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算額は2億7,705万5,000円の増額であり、補正後の予算総額は73億2,195万2,000円となります。

議案第103号 智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）では、下水道使用料のコンビニ収納導入に向けたシステム改修委託料などを措置しています。

議案第104号 智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）では、施設使用料のコンビニ収納導入に向けたシステム改修委託料のほか、平成30年西日本豪雨災害復旧工事費及び県道改良工事に伴う、支障下水道設備の移転工事費の増額などを措置しています。

議案第105号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充に向けた会計年度任用職員の雇用に要する経費のほか、過年度分事業費清算に伴う国県支出金等還付金の増額などを措置しています。

議案第106号 智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）では、建物共済保険料の増額を措置しています。

議案第107号 智頭町水道事業会計補正予算（第2号）では、水道使用料のコンビニ収納導入に向けたシステム改修委託料のほか、第1水源地の受電設備の修繕、取水ポンプの交換などに要する経費を措置しています。

議案第108号 智頭町病院事業会計補正予算（第2号）では、インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えるため、入館者対

応のサーモグラフィーカメラを設置するとともに、院内感染防止の体制を整備した上で発熱者等の診療を適切に実施するため、発熱者用簡易診察室の設置及び人工呼吸器や感染予防用クリーンベッドなど、医療用機器の整備に要する経費を措置しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第109号 智頭町立富沢コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、富沢コミュニティーセンター建設に伴い、同センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第110号 智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金基金条例の制定につきましては、新型コロナウイルス等対策融資の利子負担を支援する、智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金の令和3年度以降の財源とするため、新たに基金を設置するものです。

議案第111号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、平成30年度に整備した定住促進賃貸住宅1棟を追加するものです。

議案第112号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正につきましては、富沢コミュニティーセンター建設に伴い同センターに富沢地区公民館を移設するため、設置位置などの変更をするものです。

議案第113号 智頭町立智頭図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、新図書館開館に伴い図書館の名称及び設置位置などを変更するものです。

議案第114号 智頭町立地区集会所の設置及び管理等に関する条例の一部改正につきましては、所管を教育委員会から町長に変更するものです。

次に、人事案件です。

議案第115号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現委員、大坪正人氏の任期が令和2年9月30日で満了することに伴い、引き続き同氏を選任したいので議会の同意を得るものです。

議案第116号 智頭町教育委員会委員の任命につきましては、現委員酒本弘道氏の辞職に伴い、新たに安住順一氏を任命したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第117号 智頭町教育委員会委員の任命につきましては、現委員平井早

苗氏の任期が令和2年9月30日で満了となることに伴い、新たに河村郁子氏を任命したいので、本議会の同意を得るものであります。

次に、その他案件について説明します。

議案第118号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、地域通貨導入検討事業を過疎対策自立促進特別事業に追加するものです。

議案第119号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更につきましては、同組合が共同処理する「可燃物処理施設の建設に関する事務」について、施設建設工事に着手し、令和4年8月から供用開始を予定していることから、「可燃物処理施設を設置し、その管理運営に関する事務」に変更するものです。

議案第120号 町道の路線変更につきましては、主要地方道津山智頭八東線のバイパス整備に伴い、坂原地内の一部区間の管理が町に移管されたため、同区域を町道金刀比羅線に編入するものです。

最後に、報告案件です。

報告第4号及び報告第5号 法人の経営状況につきましては、それぞれ株式会社サングリーン智頭及び一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団の令和元年度経営状況について報告するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細につきましては主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大河原昭洋） 提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第90号 令和元年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第101号 令和元年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案は、決算審査意見書が提出されております。

この際、監査委員の審査意見の報告を求めます。

小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） ただいまご指名をいただきました代表監査委員の小林です。どうぞよろしくお願いいたします。今日は説明が若干長くなるかも分かりませんが、許可を得ていますのでちょっとマスクを外して説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、智頭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況と智頭町公営企業会計の決算審査意見書に基づき、審査意見について報告をいたします。

監査委員が行う監査は、町民の負託によるものであることを深く認識し、決算審査意見書については、出来得る限り図や表を利用して、町民に一層分かりやすい表現となるよう努めてまいりました。

それでは、まず最初に智頭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見について報告いたします。

1 ページをご覧ください。第1、審査の対象。1、一般会計、令和元年度智頭町一般会計歳入歳出決算。2、特別会計、(1)から(9)記載の各特別会計の歳入歳出決算。3番、上記会計の証書類、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書。4番、令和元年度基金運用状況調書。

第2、審査の期間。令和2年7月31日から令和2年8月12日まで。

第3、審査の方法。決算の審査は、各会計の決算書及び決算附属書類は地方自治法その他関係法令等に準拠して作成されているか。また、予算の執行状況は、関係法令等に沿って適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、例月現金出納検査及び定期監査の結果を参考とするとともに、関係職員から説明を聴取し、その適宜について慎重に審査した。また、基金運用状況調書については、計数が正確であるか、基金が適正に運用されているかに重点を置いて審査を行った。

第4、審査の結果。審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び決算附属書類は、上に述べた方法により審査した結果、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、記載された金額は正確であると認められ、また、予算の執行状況においてもおおむね適正な執行が行われているものと認められた。また、基金運用状況調書の計数は正確であり、基金は設置目的に沿って適正に運用されていると認められた。

続きまして、25ページの終章、まとめをご覧ください。終章のまとめを利用して審査意見について報告いたします。

一般会計と特別会計を合わせた総計決算額は、歳入9億5,232万円、歳出8億1,222万6,000円で、前年度に比べ、歳入で3億687万2,000円、歳出で2億6,020万1,000円、それぞれ増加している。

一般会計の決算額は、歳入6億525万1,000円、歳出6億2,097万7,000円で、前年度に比べ、歳入で4億7,701万2,000円、歳出で4億2,882万1,000円、それぞれ増加している。特別会計の決算額は、歳入2億6,706万9,000円、歳出2億5,124万9,000

円で、前年度に比べ、歳入で1億7,014万円、歳出で1億6,861万9,000円、それぞれ減少している。

決算収支等の状況を見ると、一般会計と特別会計を合わせた総計決算収支の実質収支額は、2億7,469万8,000円の黒字決算となり、前年度実質収支額に比べ、2,543万6,000円の増加となっている。実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支額は、2,543万6,000円の黒字で、前年度に比べ、1億4,082万4,000円増加している。

一般会計の決算額では、実質収支額が1億5,887万8,000円の黒字で、前年度に比べ、2,695万6,000円増加し、実質収支比率も4.5%となり、前年度に比べ、0.8ポイント上昇している。単年度収支額は2,695万6,000円の黒字となって、特別会計の決算額では、実質収支額は1億1,582万円の黒字で、前年度に比べ、152万円減少し、単年度収支額は152万円の赤字となっているが、前年度に比べ、4,671万9,000円増加している。

一般会計と特別会計を合わせた総計決算収支の単年度収支額に、財政調整基金積立額を加減算した実質単年度収支額は、1億2,360万5,000円の赤字となっている。

一般会計の収入済額を予算額で除した執行率は85.0%、不納欠損額は91万3,000円で、前年度に比べ、88万8,000円減少している。調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた、収入未済額は2,029万5,000円で、前年度に比べ、155万1,000円減少している。また、支出済額を翌年度繰越額を差し引いた予算現額で除した執行率は93.6%、予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を差し引いた、不用額は4億2,643万6,000円で、前年度に比べ、1億372万1,000円増加している。

同様に、特別会計全体での歳入執行率は97.9%、不納欠損額は280万3,000円、収入未済額は1億531万4,000円、歳出の執行率は93.6%、不用額は1億7,272万3,000円となる。

財政状況を示す数値を普通会計ベースで見ると、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は97.6%で、前年度に比べ0.8ポイント上昇し、依然として高い水準で推移しており、財政構造の硬直化が続いている。これは主に、算式の分母となる経常一般財源等が723万5,000円の微増であったことに対し、

分子となる経常経費充当一般財源が3,459万1,000円増加したことによるものである。

分子の増加要因は、人件費が1,034万5,000円、物件費が2,206万4,000円、扶助費が1,872万1,000円、それぞれ減少したものの公債費が7,569万9,000円、繰出金が2,279万3,000円、それぞれ増加したことによるものである。

分母の経常一般財源等から臨時財政対策債を除いた経常収支比率は100.5%となり、これは経常的収入で経常的支出が賄えていない不健全な財政状況であることを示している。今後も人件費や物件費等の経常的経費の抑制に向けて、行財政改革を推進することはもとより、緊急性や必要性を十分見極め、限られた財源の効率的な執行に努められたい。

歳入総額に占める一般財源等の構成比率は67.9%となり、前年度に比べ、4.1ポイント低下している。歳出総額に占める構成比率については、義務的経費は33.0%と、前年度に比べ、1.2ポイント低下しているが、投資的経費は20.8%で、前年度に比べ、4.0ポイント上昇している。

今後、新たな行政需要が見込まれる中で、町税等の収入率の向上や受益者負担の適正化を図るなど、分母の経常一般財源等の確保や、事務事業の徹底した精査と選択によって分子の経常的経費の抑制に努め、財政の硬直化防止と弾力性確保が求められる。

町債の状況を見ると、当年度末残高は一般会計で78億6,409万9,000円、特別会計で39億6,949万1,000円で、合計で118億3,359万円で、前年度に比べ、1億9,467万円減少している。内訳的に見ると、一般会計では1億3,943万4,000円増加しているが、特別会計では3億3,410万4,000円減少している。

一般会計、特別会計の合計に病院事業会計及び水道事業会計を含めた全会計の町債残高は、149億9,757万7,000円となり、前年度に比べ、2億9,695万5,000円減少している。しかし、近年の大規模事業に伴う公債費の償還増が想定され、また、公共施設の更新等を推進するには必然的に町債に依存することになることから、今後とも後年度の財政負担に配慮した計画的な町債管理に留意する必要がある。

基金の状況を見ると、基金の当年度末残高は29億4,879万8,000円

で、前年度に比べ、1億6,232万4,000円減少している。そのうち、財政調整基金が14億657万円となっている。これは主に、一般会計で森林整備促進基金が2,023万9,000円、特別会計で介護サービス事業運営基金が5,445万9,000円、それぞれ増加したものの、一般会計で財政調整基金が1億4,904万1,000円、教育施設整備基金が5,371万4,000円、それぞれ減少したことによるものである。今後の財政運営において厳しい状況にあることは変わりはなく、引き続き財源を確保する取組が必要である。

収入未済額の状況を見ると、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、1億2,560万9,000円となっている。前年度に比べ、1,764万6,000円増加している。内訳別に見ると、一般会計は2,029万5,000円で、前年度に比べ、155万1,000円減少しているが、特別会計では1億531万4,000円で、前年度に比べ1,919万7,000円増加している。これは主に、介護保険会計で町外の老人介護施設に対し介護報酬の過誤需給があったとして、介護報酬に対して返還請求した2,508万9,000円が収入未済額となったことによるものである。

当年度は、不納欠損処理が371万6,000円行われている。このうち智頭町債権管理条例第14条に基づき、私債権等の債権放棄をしたことによる不納欠損処理が行われている。回収見込みのない債権を管理し続けることは、適正な債権管理に支障を来すことになるため、不納欠損処理もやむを得ないと考えるが、その実施に当たっては、安易な債権放棄につながるものがないよう適正な債権管理に努められたい。

収入未済額の解消は、財政運営や町民負担の公平性を図り、行政の信頼を高めるという観点から極めて重要である。滞納の未然防止及び初期滞納者への早期対策を強化し、智頭町債権管理条例等に基づき、より効率的・効果的な債権回収を推進し、収入未済額の縮減に努められたい。

不用額について見ると、一般会計、特別会計の合計では5億9,916万円で、前年度に比べ、不用額は7,018万円増加し、予算現額に対する割合が5.8%となっている。内訳別に見ると前年度に比べ、特別会計は3,354万1,000円減少しているが、一般会計で1億372万1,000円増加している。これは主に、学校管理費のエアコン設置工事及び道路橋梁等災害復旧工事で前年度からの繰越予算額4億5,081万5,000円に対し、支出済額が3億98

8万8,000円となり、不用額が1億4,082万6,000円生じたことによるものである。

不用額には、予算の経済的・効率的な執行や経費節減による成果によるもの、予算作成後予見し難い事由の変更等によるもの、予算上の見積りや想定が実情と合っていなかったものなど多様な理由があるが、他の必要な事業の実施機会の損失につながる場合もあることも事実であり、予算の積算を厳密に行っていくことが重要である。当初予算計上時から精度の高い所要経費の見積りを行った上で、予算執行の際には適切かつ効率的に事業を実施するとともに、その進捗状況を的確に把握し、不用額が生ずる見込みがある場合には減額補正を行うなど、効率的な予算の執行管理に努められたい。

また、今後ますます財政状況が厳しくなることが予想されることから、不用額が生じた場合はその要因を分析し、必要に応じてその結果を次年度以降の予算編成に反映されるよう努められたい。

特別会計において、鳥取県国民健康保険団体連合会への保険給付費の支払いを、国民健康保険特別会計では5億441万7,000円、介護保険事業特別会計では8億2,965万5,000円が科目の節で負担金、補助金、交付金、細節で補助金として処理されていることが判明した。歳出の項目が補助金でありながら、智頭町補助金等交付規則にのっとり事務処理がなされていない。補助金ではなく負担金としての性格を有するものであると思われることから、事務手続の適正化を図られたい。

財政健全化の観点から、地方公共団体においても債権・債務の実態を把握管理する必要が示され、企業会計的な手法を取り入れた財務書類を作成することとされており、平成28年度決算分から全国的に統一的な基準による地方公会計の考え方で実施されることになっている。財務書類を作成する上で、物品について一定額以上のものは、貸借対照表の資産として計上することになっており、物品の評価は決算に影響を与えることになる。

こうした観点から、本監査で各課の備品の管理状況を確認したところ、管理責任者が特定されておらず、備品台帳の整備及び現物照合がなされていないこと等から、管理体制に問題があることが判明した。昨年の令和元年度の定期監査でも指摘したとおり、正確な財務書類の作成及び財産情報の公開にも必要となる、備品を中心とした物品の管理体制の適正化を早急に図ることが必要不可欠である。

今後、人口減少等に伴う町税や地方交付税の減少が予想され、さらに公債費の増加及び公共施設の大規模改修を含む投資的経費の増加が見込まれるなど、厳しい財政状況が予想され、財政硬直化の傾向が引き続き伺え、効率的・効果的な事業執行と財源確保に向けた取組がより一層求められる。

このような状況にあって、歳入に当たっては、従来の国や県などの依存財源の確保と町税等の自主財源の確保、収入率向上策による収入未済額のさらなる縮減に加えて、新たな財源の模索にも努める一方、歳入規模に見合った歳出構造を堅持していくため、歳出に当たっては事業の見直し、改廃の検討等により限られた財源の効率的・効果的な経費支出を図ることが重要である。

今後においても、社会情勢の変化、町民の多様なニーズを的確に捉え、かつ一般会計、特別会計及び公営企業会計を連結した財政健全化への取組を積極的に推進し、持続可能な財政運営に努められたい。

続きまして、智頭町公営企業会計決算審査意見について報告いたします。智頭町公営企業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1、審査の対象。令和元年度智頭町水道事業会計決算及び附属書類。令和元年度智頭町病院事業会計決算及び附属書類。上記の決算に関する証書類、事業報告書並びにキャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書。

第2、審査の期間。令和2年6月26日から令和2年7月28日まで。

第3、審査の方法。決算審査に当たっては、審査に付された各事業会計の決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、予算執行状況、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、事業の経営が企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう行われているかを検証するため、会計帳票等証書類との照合等を行ったほか、関係職員から説明の聴取を行う等、一般に公正妥当と認める審査手続により実施した。さらに、事業の経営内容の動向推移及び財政状況の健全性を把握するために、計数の分析を行い、さらに過去の年度と比較することにより、その状況を明らかにし、審査の参考とした。

第4、審査の結果。審査に付された決算書及び附属書類は、いずれも地方公営企業法及び関係法令の規定に準拠して作成され、かつ計数も正確で会計諸帳簿や証拠書類と合致しており、当年度の予算執行状況、経営成績及び当年度末現在の

財政状態が適切に表示され、おおむね適正であると認められた。

それでは、智頭町水道事業会計の決算審査について報告いたします。21ページの結びをご覧ください。

(1) 業務状況について。長期的には給水人口、行政区域内人口ともに減少傾向にあるが、当年度は行政区域内人口に対する普及率は35.5%、前年度と比べ、0.6ポイント上昇している。水需要については、年間総配水量35万1,449立米のうち、料金の対象となる年間総有収水量は25万7,516立米で、前年度に比べ、年間総配水量が8万5,721立米、年間総有収水量が4,362立米、それぞれ減少している。

この結果、経営効率を表す有収率は73.3%となっており、前年度に比べ、13.4ポイント上昇している。本町における有収率は、類似団体平均値74.2%及び全国平均値73%とほぼ同水準となっている。漏水調査等の漏水防止対策の取組が、漏水事故による緊急修繕や大規模修繕の発生を抑制したことにより、修繕料を節減し有収率向上にもつなげる成果となっている点は評価できる。

水道事業において、有収率は経営効率を図る上で重要な指標であることから、今後も引き続き、職員及び専門業者による漏水やメーター不感等の効率的な漏水調査業務を積極的に実施されたい。また、漏水は給水不良や道路陥没などにもつなげることから、漏水箇所の早期発見、老朽管の修繕対応など、継続した漏水防止対策を強化するとともに、老朽配水管の更新など漏水防止対策を計画的に実施され、さらなる有収率の向上に努められたい。

予算の執行状況について。収益的収支は事業収益8,237万4,000円、事業費用6,768万2,000円であり、収支差引き1,469万2,000円の当年度純利益が生じている。資本的収支については、収入額ゼロ、資本的支出3,084万4,000円で、収支差額3,084万4,000円の不足となっている。なお、資本的収支の不足額については、当年度消費税等資本的収支調整額136万6,000円、過年度分損益留保資金、当年度分損益留保資金2,947万7,000円で補填している。

建設改良費のうち、上水道第2水源に関わる土地購入410万3,000円、水源調査172万8,000円の予算執行について、水質調査の結果、当初予定していた水量の確保が現状では困難であることが判明した。予算執行の留意事項として、資産取得に当たっては十分な事前調査を行っていただきたい。さらに、

取得した土地の今後の有効活用についても検討されたい。

経営成績について。損益収支では総収益7,710万8,000円に対して、総費用が6,603万3,000円で、差引き1,107万5,000円の当年度純利益を計上しており、前年度に比べ、875万6,000円の大幅な増益となっている。これは主に、総収益の微減に対して総費用の大幅減によるものである。

損益の状況を発生源別に分類すると、事業活動の基盤となる営業損益では435万2,000円の営業損失となっているが、前年度に比べ、損失額が702万5,000円減少している。これは主に、営業収益の微減に対して営業費用の大幅減、営業費用減の主なものは原水及び浄水費の修繕料139万円、配水及び給水費の修繕料143万8,000円、総係費の委託料250万円、減価償却費130万8,000円である。

営業外損益は1,542万8,000円の営業外利益で、前年度に比べ、166万8,000円の増益となっている。これは主に、繰延資産償却費189万円の皆減によるものである。

営業損益と営業外損益を放棄した経常損益は1,107万5,000円の経常利益で、前年度に比べ、869万4,000円の大幅な増加となっている。

平成26年度からは、新会計基準適用による多額な長期前受金戻入が営業損益の損失部分を吸収しており、営業損益の損失から経常損益の利益に転換している。

老朽管更新工事等による減価償却費の増加や、給水人口の減少による給水収益の減少は、今後一層進展することが予想され、さらなる経営の合理化・効率化によって経費の削減を図り、純利益の確保に努められたい。

公営企業における純利益は、いわゆる民間企業におけるもうけとしての利益とは、その意味合いが決定的に異なるもので、建設改良費や企業債償還金の財源、すなわち第4条予算の資本的支出の財源に充てるための公共的必要余剰であり、事業の継続的な経営には必要不可欠なものである。

相応の純利益が確保され、おおむね堅実な経営状況であるが、純利益の水準等を検討する場合は、職員給与費のうち1名分を本町で負担していることから、本事業会計では該当部門は費用計上しておらず、費用が過少であることに留意が必要である。

財政状態について。資産の総額は8億7,001万5,000円で、前年度に

比べ、1,435万5,000円減少している。これは主に、現預金の増等により流動資産が576万7,000円増加したものの、減価償却費等により有形固定資産が1,944万2,000円減少していることによるものである。負債総額は2億8,904万5,000円で、前年度に比べ、2,543万1,000円減少している。これは主に、企業債の翌年度支払予定額短期化により固定負債が840万円、同じく長期前受金収益化累計額の増により繰延収益が1,682万3,000円減少したことによるものである。

資本の総額は5億8,096万9,000円で、前年度に比べ、1,107万5,000円増加している。これは、当年度純利益により利益剰余金と同額増加したことによるものである。

この結果、安全性を示す自己資本比率は96.9%で、前年度に比べ、0.9ポイント上昇し、90%台の高水準を維持しており、安定した財政の健全性が維持されているものと認められる。また、企業債未償還残高は2,512万5,000円となっており、着実な縮減が図られている。

資金状況について。資金運用表の正味運転資本566万1,000円の増加は、正味運転資本増減明細表により、主に現預金で597万2,000円増という形で行われている。また、キャッシュフロー計算書では、業務活動によるキャッシュフローの資金流入が、投資活動及び財務活動によるキャッシュフローの資金支出の合計額を上回ったことにより、当年度末の現金預金残高は前年度に比べ、597万2,000円増加している。したがって、水道事業の経営はおおむね健全に運営されてきたと認められる。

給水収益の収入状況について。給水収益の収入率89.6%は、前年度と比べると0.4ポイント上昇しているが、このうち過年度分の収入率は17.0で2.5ポイント低下している。収入未済額は759万2,000円で、前年度に比べると、35万3,000円減少している。このうち、過年度分の収入未済額は659万5,000円で、2万4,000円増加している。

長期延滞債権については、平成21年度以降、不納欠損処理がなされていなかったが、智頭町債権管理条例第14条第7号に基づき、債権放棄をしたことによる不納欠損処理が、貸倒引当金の取崩しにより、昨年度は15万6,000円、当年度は14万8,000円行われている。長期延滞債権の取扱いについては、決算における経営状況をより正確に表示するため、智頭町財務規則等に基づき、

適正な対応を求めるとともに、受益者負担公平性の観点から不納欠損処理に至らないよう、適切な未収金の管理及び滞納債権の回収に努められたい。

今後の経営について。以上のように、本町の水道事業はこれまで比較的良好な経営状況で推移してきた。しかし、水需要は人口減少社会の到来、節水型社会の移行及びライフスタイルの変化などの影響により、年々減少傾向にある。これに伴い、基幹収益である給水収益は長期にわたり減少傾向が続いており、この人口減少等に伴う長期的減少トレンドは明確であり、その結果、収益面等において今後厳しい状況が想定される。

こうした状況の下で、全国の他の自治体とも共通の課題である、配水管及び浄水場等の老朽施設の更新及び耐震化等の問題に直面しており、いかに効率的・効果的に進め、安定運営のための基盤強化に取り組むかが最大の課題といえる。

総務省では、水道事業の持続的な経営の確保のための方針として、1、水道広域化推進プランによる広域化の推進、2、アセットマネジメントの充実、3、着実な更新投資の促進、等を要請している。については、このような水道事業が置かれている状況を十分認識した上で、中長期的な経営の基本計画である智頭町水道事業経営戦略に基づく、計画的な経営を行っていくことが重要である。さらに、耐震化などの長期的な投資計画及びその実現性を担保する財源の確保といった具体的な投資・財源試算や、リスクに対する保全予防を含めた事業の管理・運営体制の在り方など、いわゆるアセットマネジメントによる水道事業の効率的かつ効果的な管理運営体制の構築が求められる。

今後、水道事業の運営に当たっては、公営企業として経営の健全性の確保を基本として、収支のバランスを考慮した計画的な経営により、後年に過度な負担を与えることなく将来への持続可能な事業運営を行い、引き続き町民が安全で安心して飲める良質な水道水の安定供給と確保の実現に向けて努力されるよう要望するものである。

続きまして、智頭病院事業会計の審査意見について報告いたします。56ページの結びをご覧ください。

1、業務状況について。本年度の業務状況を前年度と比べると、年間延べ利用者数は9万7,424人で、1,465人減少している。これは主に、入院患者数が410人、訪問看護が1,126人増加したものの、外来患者数が1,823人、介護サービスが686人、老人保健施設が449人、それぞれ減少したこ

とによるものである。入院患者数の増加要因は、一般病棟が710人減となったものの、療養病棟が1,120人増となったことによるものである。1日平均利用者数は339.0人で、5.3人減少している。これは主に、訪問看護が4.8人増加したものの、外来患者数が6.0人、介護サービスが2.7人、それぞれ減少したことによるものである。

患者1人1日当たりの料金収入は1万3,259円で、332円増加している。これは主に、訪問看護が826円減少したものの、入院が436円、外来が172円、介護サービスが1,514円、診療所が1,165円、それぞれ増加したことによるものである。

病床利用率は89.0%で、0.9ポイント上昇している。これは、一般病棟が4.0ポイント低下したものの、療養病棟が6.3ポイント上昇したことによるものである。一般病棟の病床利用率は、類似団体平均値70.0%に比べ、14.3ポイント、全国平均78.4%に比べ、5.9ポイント上回っている。老人保健施設利用率は94.2%で、3.0ポイント低下しているが、引き続き高水準を維持している。

予算の執行状況について。収益的収支は、事業収益が決算額18億8,127万9,000円で、予算額を7,969万7,000円上回っている。事業費用が決算額17億4,953万8,000円で、不用額は8,203万3,000円生じている。この結果、決算収支差額1億3,174万円の当年度純利益が生じている。

資本的収支については、資本的収支額が2億5,265万4,000円で予算額は3,515万円上回っている。資本的支出は、決算額2億5,862万円で、不用額は3,597万9,000円生じている。この結果、資本的収支不足額は596万6,000円となっている。なお、資本的収支不足額については当年度分消費税等資本的収支調整額398万1,000円及び過年度分損益留保資金198万5,000円で補填している。

経営状況について。総収益18億7,250万3,000円に対して、総費用は17億4,477万3,000円で、差引き1億2,772万9,000円の当年度純利益となり、前年度に比べ、2億1,334万2,000円の大幅な増益で、4.1%減の30億884万1,000円の未処分欠損金を計上している。

損益収支では前年度に比べ、総収益が1億2,212万4,000円増加し、

総費用が9,121万8,000円減少している。

損益の発生源別に分類すると、損益の事業活動の基盤となる医業損益は、2億5,781万3,000円の医業損失となっているが、前年度に比べ、3,998万6,000円の増益となっている。これは主に、医業収益が1,036万6,000円の増に対し、医業費用が2,961万9,000円減となったことによるものである。医業収益の主な増加要因は、入院収益において延べ患者数410人、診療単価436円がそれぞれプラスに寄与し、2,343万4,000円増加したことによるものである。

医業費用の主な減少は、給与費が1,169万7,000円、材料費が941万6,000円、経費の退職手当組合負担金が1,843万円、委託料が871万6,000円、それぞれ減少したことによるものである。医業収益に占める給与費の割合は73.1%で、前年度に比べ、0.1ポイント低下しているが類似病院平均値70.9%、全国平均値52.5%を上回っている。

医業外損益は2億7,573万5,000円の医業外利益で、前年度に比べ、1,123万7,000円増加している。これは主に、他会計補助金が501万5,000円増となったこと、支払利息が417万1,000円、控除対象外消費税が488万5,000円、それぞれ減となったことによるものである。

老人保険事業損益は426万3,000円の事業損失で、前年度に比べ、378万4,000円損失額が増加している。これは主に、年間利用者449人の減により事業収益が494万4,000円減となったことによるものである。

訪問看護事業損益は257万9,000円の事業利益であるが、前年度に比べ、128万5,000円減少している。これは主に、事業収益が年間患者数1,126人増により348万5,000円増加したものの、事業費用の給与費が490万1,000円増加したことによるものである。

この結果、医業損益に医業外損益、老人保健施設事業損益及び訪問看護事業損益を加えた経常損益は、1,623万7,000円の経常利益で前年度に比べ、4,615万4,000円の増益となっている。

経常損益に特別損益1億1,149万2,000円を加えた当年度純損益は、1億2,772万9,000円の純利益で、前年度に比べ、2億1,334万2,000円の大幅増益となっている。これは主に、退職引当金と鳥取県町村総合組合積立金の合計額が、令和元年度末における退職手当の要支給額を超過している

ため、その超過額1億1,149万2,000円を特別利益として戻入したことで、5年の分割で特別損失に計上をしていた退職手当引当金を当年度は計上しなかったことと、経常利益で4,615万4,000円の増となったことによるものである。

財政状況について。資産の総額は46億3,316万4,000円で、前年度に比べ、5,783万3,000円減少している。これは主に、流動資産が3,862万9,000円増加したものの、有形固定資産が9,712万3,000円減少したことによるものである。流動資産の増加要因は、現預金が4,636万6,000円増加したことによるものである。有形固定資産の減少要因は、減価償却費により建物が8,901万7,000円減少したことによるものである。

負債の総額は38億9,230万3,000円で、前年度に比べ、3億2,246万7,000円減少している。これは主に、固定負債が2億1,387万5,000円、流動負債が9,217万6,000円、繰延収益が1,641万6,000円、それぞれ減少したことによるものである。固定負債の減少要因は、翌年度支払予定額短期化により、企業債が1億238万3,000円、退職引当金が戻入により1億1,149万2,000円、それぞれ減少したことによるものである。流動負債の減少要因は、未払金が1億73万8,000円減少したことと、繰延収益の減少要因は、長期前受金収益合計額が減少したことによるものである。

資本の総額は、7億4,086万1,000円で前年度に比べ、2億6,463万3,000円増加している。これは資本金が一般会計からの出資金により1億3,690万4,000円、剰余金が当年度純利益により1億2,772万9,000円、それぞれ増加したことによるものである。

資金状況について。資金運用表の正味運転資本の増加1億3,961万8,000円は、正味運転資本増減明細表では、主に現預金の増加4,636万6,000円及び未払金の減少1億73万8,000円という形で行われている。この結果、当年度の財政状態は前年度の財政状態よりも正味運転資本が増加し、それだけよくなっていると見ることができる。

また、キャッシュフロー計算書では、業務活動によるキャッシュフローの資金流入が、投資活動によるキャッシュフローの資金流出を344万7,000円上回ったことと、財務活動によるキャッシュフローが資金流入となった結果、当年

度末の現預金残高は3億6,693万6,000円となり、前年度に比べ、4,636万6,000円増加している。財務活動による資金流入の主なものは、企業債の発行及び一般会計からの出資金によるものである。

診療費の収入状況について。診療費の収入率は83.3%で、前年度に比べ1.2ポイント低下している。不納欠損処理後の収入未済額は、2,869万9,000円で、前年度に比べ、263万円増加している。このうち、過年度分の収入未済額は1,132万3,000円で、前年度に比べ、35万6,000円増加している。

長期延滞債権については、平成22年度以降不納欠損処理がなされていなかったが、智頭町債権管理条例に基づき、債権放棄をしたことによる不納欠損処理が昨年度は82万1,000円、当年度は84万1,000円行われている。長期延滞債権の取扱いについては、決算における経営状況をより正確に表すため、智頭町債権管理条例等に基づく適正な対応を求めるとともに、受益者負担の公平性の観点から不納欠損処理に至らないよう、適切な未収金の管理及び滞納債権の回収に努められたい。

今後の経営について。人口の減少に伴い患者数は減少傾向にあることから、医療収益の増収が見込めないこと、さらに深刻化する医師及び看護師不足の状況など厳しい事業経営が見込まれる。

国においては、急速な高齢化に伴う医療・介護需要の急増に対応していくため、医療機関間や医療介護間の連携強化を通じ、病院・病床機能の役割分担を促すことで、より効果的で効率的な医療介護サービスの提供体制を構築させるとしており、これまでの病院完結型の医療から地域全体で支える地域完結型の医療と、地域包括ケアシステムの構築を掲げている。

このような状況にあって、鳥取県が策定した地域医療構想を念頭に置いた智頭病院改革プランが、平成29年3月に策定された。持続可能な地域医療供給体制及び地域包括ケアシステムの構築を目指すとされている。改革プランの策定について、特に中小規模の公立病院にあっては、介護保険事業との整合性を確保しつつ、例えば在宅医療に関する当該公立病院の役割を示し、住民の健康づくり強化に当たっての具体的な機能を示すなど、地域包括ケアシステム構築に向けて果たすべき役割を、明確にすることが必要であるとされている。

当年度は訪問診療、訪問歯科、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリテーシ

ョン等と併せて、在宅介護、介護予防の支援体制の充実を行う等、地域包括ケアシステムの推進を図っている。智頭町病院改革プランに沿って経営の効率化を押し進め、健全で持続可能な病院経営の下、医療を通じて地域社会に貢献できるよう尽力されたい。

これをもちまして、本日の決算審査意見の報告を終了いたします。最後に、決算審査にご協力いただきました関係職員の皆様には、この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大河原昭洋） 小林代表監査委員の報告は終わりました。

議案第90号から議案第101号までの12議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 大変詳しい監査資料をありがとうございます。この一般会計のまとめのところに、25ページですね、智頭町の経常収支が大変高く、経常的な収入で経常的支出が賄えていない、不健全な財政状況であるという具合に示されています。予算の執行に当たっては、この緊急性や必要性を十分に見極め、限られた財源の効率的な執行に努められたいという具合に指摘をしております。

現状としては、一般会計の収入済額を予算現額で除した執行率が85.0%だということは、やはり予算の執行が、積算がやはり甘いため執行率が85%、15%が余っている。そのことによって、本来ならできるサービスができていない状況にあるのではないかなという具合に思っております。

その手当としては、歳入規模に見合った歳出構造を堅持していくため、歳出に当たっては事業の見直し、改廃の検討等により限られた財源の効率的・効果的な財政支出を図ることが重要であるという具合に言っておられます。当然、議会のほうにしても、途中のチェックですね、そういうものをしっかりやってほしいという具合に言われておるんですが、現状の予算の精度が低いということに対しての監査として、改善の方向性みたいなものがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（大河原昭洋） 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） 岸本議員、もう一度ちょっとすみません。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 質問の趣旨ですね。決算のまとめの中で、現状が一般会計の収入済額を、予算規模で除した執行率が85%だという具合になっています。やはりそれは、現状の智頭町の財政状況が非常に厳しい中で、本来ならもっと有効的に予算を設計する必要があるのではないかと、という具合に私は思っています。そのためには、限られた財源の効率的な執行に努められたいと、監査も述べていますので、やはり精度の高い予算を構築するための手だてというものが、必要なのではないかなという具合に思うんですが、そのところを監査としては、どのようなお考えを持っているかをお聞かせ願いたいということです。

○議長（大河原昭洋） 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） 要するに執行率を考える場合は、予算に対しての執行率と調定額に対する収入率というのを見ていただきたいんです。実際、執行部のほうは一応予算ではありますけども、実際収入できるものを調定額として上げてくるということになりますから、予算の執行率が85%でも、調定額に対する収入率は九十何%というような話になってくるので、そこら辺のことを理解していただいて、どちらかといいますと調定額に対してどうだということを見ていただければと。

調定額を、調定をしているにもかかわらず、収入が八十何%というのは問題があると思います。これはちょっと1つのシステムといいますか、予算額と調定額という、こういった公共団体の収入のやり方がありますので、そこら辺は理解していただければというように思います。調定額に対しての収入率はどうだということをちょっと見ていただくと。

収入というのが、非常に地方交付税とか町税とか、地方交付税は若干公債費なんか増加したことに伴って、地方交付税のその補填という意味で、若干上がってきていると。実質的には、地方交付税は減少にはなっているんですけども、町の公債費の返済が増えたということにおいて、地方交付税も若干上がってきておるといいますから、収入はいずれにしても長期的には減少傾向にあると。それに対して、いろんな対策を取る必要がある。

ここで言うおるのは、収入未済額を削減するというのも1つの手でありましょうし、それと、いろんな意味で例えば、よく他の地方公共団体もふるさと納税がいいかどうかは別としまして、いろんな収入の財源の模索といいますか、町税以外いろんな手数料とかそれ以外の、町としてできる限りの収入財源を模索し

ていくと、そういうことが必要じゃないかという具合に思います。

議員の質問に対してよろしいでしょうか。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第90号から議案第101号までの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本案は決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時56分

再 開 午前11時57分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました決算特別委員会の互選の結果、正・副委員長が決まりましたのでご報告します。委員長に中野ゆかり議員、副委員長に河村仁志議員、以上のとおりです。

暫時休憩します。

再開を議場の時計で1時ということにさせていただきます。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第102号から日程第34、議案第120号までの19議案並びに日程第35、報告第4号から日程第36、報告第5号までの2報告の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、報告案件については質疑の終了をもって報告は終了となりますのでご了解ください。

日程第16、議案第102号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第102号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出の総額に、2億7,705万5,000円を増額し、それぞれ73億2,195万2,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和2年度9月補正予算概要と、この補正予算書により説明させていただきますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承ください。

それでは、補正予算書12ページの総務費から説明をさせていただきます。概要は1ページとなります。

一般管理費につきましては、扶養手当の増額に伴う職員人件費の調整であり、財産管理費の財産管理費では、公用車車検に係る経費及び修繕原材料の増額のほか、建物共済保険料の算定基準変更に伴う保険料の増額を、公共施設管理事業では、旧小学校施設などの建物共済保険料の増額を、それぞれ措置しております。

まちづくり推進費のまちづくり事務費では、職員通勤手当の増額のほか、地域通貨「まちのコイン」の活用による、地域内外との関係性の構築や循環型の経済を創出するための、新たな仕組みづくりを検討する経費を、移住定住促進事業では、定住促進賃貸住宅退去に伴う修繕料などのほか、建物共済保険料の増額を、地域情報化推進事業では、次世代IP告知端末更新時の導入に向けたアプリケーション開発委託料のほか、県道改良工事に伴う光ケーブル移転補償費の増額を、それぞれ措置しております。

13ページ、地域活性化推進費の疎開保険事業では、5月に「心の疎開プロジ

ェクト」を先行実施したことに伴う疎開保険事業委託料の増額を、地域支援推進事業では、LPガス代、電気代など、11月に完成予定の富沢コミュニティーセンターの管理運営に要する経費を、それぞれ措置しております。

交通政策費のコミュニティバス運行事業では、令和3年度以降の町民すぎっ子バス委託事業者選定に係る選定委員会委員の費用弁償のほか、新型コロナウイルスの影響を受けている広域バス路線南部幹線の維持を図るため、路線バス運行継続を支援する経費を措置しております。

諸費の諸税等還付金では、過年度分の事業費精算に伴う、国県支出金返還金の増額を、減債基金費では、債券運用利子分の基金積立金の増額を、それぞれ措置しております。

税務総務費では、軽自動車税環境性能割徴収取扱手数料のほか、町県民税ほか4税について、コンビニ収納導入に向けたシステム改修委託料を、14ページの戸籍住民基本台帳費では、職員時間外勤務手当の増額を、それぞれ措置しております。

次は、民生費であります。同じく14ページの社会福祉総務費では、委員欠員に伴う民生児童委員推薦委員会委員報償費のほか、小中学生に身近な人へおせっかいに取り組んでもらう運動を展開する経費を、国民年金費では、通勤手当の減額など職員人件費の調整を、それぞれ措置しております。

障害福祉費の障害者福祉費では、障がい児者支援事業補助金、更生医療費、障がい者給付費の実績見込みに伴う増額を、地域生活支援事業では、自動車改造費給付の増額を、老人福祉費では、建物共済保険料の増に伴う介護保険サービス事業特別会計繰出金の増額を、また、ここから概要は2ページとなりますが、新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充に向けた、会計年度任用職員の雇用に伴う介護保険特別会計繰出金の増額を、老人福祉センター管理事業では、建物共済保険料の増額を、それぞれ措置しております。

同和対策費の同和対策事業では、本折農機具保管施設ほかの建物共済保険料の増額を、15ページの社会福祉施設費、老人憩いの家管理運営事業では、建物共済保険料の増額のほか、冷蔵庫更新に伴う施設備品購入費の増額を、それぞれ措置しております

子育て支援推進費の子育て支援センター及び放課後児童クラブでは、建物共済保険料の増額を、保育園費のうち保育園事務費では、建物共済保険料の減額を、

児童館費では、建物共済保険料の増額のほか、久志谷児童館費で、掃除機更新に伴う備品購入費の増額を、それぞれ措置しております。

生活保護総務費の子どもの貧困対策推進事業では、県補助金の増に伴う財源の組替えを行っております。

次に、衛生費であります。保健衛生総務費では、間仕切りアクリル板など検診事業実施時の感染予防対策用品購入費を、15ページから16ページにかけての予防費の各種予防事業では、本年10月からロタウイルス予防接種が定期予防接種になることに伴い、予防接種委託料などの増額を、16ページの環境衛生費では、火葬場管理事業で火葬場解体工事に伴う残骨処理及びし尿くみ取り手数料を、それから、保健センター管理費では、電話代の増額、建物共済保険料の増額、施設備品購入費の減額を、また、1階テラスの支柱修繕に要する経費のほか、ひだまりホール等電灯のLEDリース料を、上水道事業費では、水道使用料コンビニ収納導入に係るシステム改修に伴う上水道事業会計繰出金の増額を、病院施設費では、発熱者用簡易診察室の設置、外来感染症対策機器及び呼吸器など、医療用機器の整備などに伴う病院事業会計繰出金の増額を、それぞれ措置しております。

17ページからは農林水産業費であります。農業総務費では、時間外勤務手当の増額など職員人件費の調整を、農業振興費の農業振興費では、農業団地センターの建物共済保険料の増額のほか、農業団地センターを鳥取いなば農業協同組合に無償譲渡することに伴う施設修繕事業負担金を、ホンモノの農産物づくり推進事業では、芦津貯木場跡地を原木シイタケ栽培用地として国から購入する経費を、それぞれ措置しております。

ここから概要は3ページとなります。地籍調査費では、職員時間外勤務手当の増額、GPS機器修繕料のほか、国土調査推進協議会負担金などの減額を、農業集落排水費では、施設使用料コンビニ収納導入に係るシステム改修及び平成30年西日本豪雨災害復旧工事などの増に伴う、農業集落排水事業特別会計繰出金の増額を、それぞれ措置しております。

18ページの林業総務費では、職員時間外勤務手当の増額を、林業振興費の森づくり作業道整備事業では、森づくり作業道整備事業補助金の増額を、智頭材出荷促進事業では、素材生産者、原木市場、製材事業者を支援する智頭材出荷緊急対策事業補助金のほか、同補助金の事務代行手数料を、森林セラピー事業では、施設修繕料、倒木撤去手数料、建物共済保険料の増額を、地域通貨による地域経

济活性化推進事業では、地域経済の活性化のため地域通貨杉小判5枚を全町民に追加して配布する経費を、林道費の林道維持管理事業では、林道施設災害復旧事業に伴う林道修繕工事費の増額を、それぞれ措置しております。

次に、商工費であります。18ページから19ページにかけての商工振興費では、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している事業所に、減少幅などに応じて交付する、コロナに負けるな中小企業支援交付金のほか、町内の複数の飲食店が連携して行う事業などについて助成する、智頭町飲食店連携応援補助金を、また、智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金の増額のほか、令和3年度以降の給付に備えるため、智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金基金積立金を、19ページの観光費、観光事業では、コロナ後を見据えた観光促進事業を智頭町観光協会に委託する、コロナに打ち克て観光促進事業委託料を、それぞれ措置しております。

次に、土木費であります。道路維持費の道路維持事業では、新図書館入り口周辺の歩道修繕に要する経費、どうだんつつじ公園トイレ建物共済保険料の増額のほか、道路台帳の錯誤調整及び道路台帳管理システムの機能追加に要する経費を、除雪事業では、除雪倉庫建物共済保険料の増額を、下水道事業費では、下水道使用料のコンビニ収納導入に係るシステム改修などに伴う、公共下水道事業特別会計繰出金の増額を、住宅管理費の町営住宅管理事業では、建物共済保険料の増額を、また、これに伴い公共施設整備基金積立金の減額を、それぞれ措置しております。

20ページの消防費の消防施設費では、消防団拠点施設などの建物共済保険料増額のほか、山郷地区消防団拠点施設の外壁修繕に要する経費を、防災費では、マスクほかの感染予防対策備蓄品及び間仕切りカーテンなど、避難所感染防止用品購入費のほか、避難所用毛布リパック手数料及びリパックに伴う送料を、また、水防倉庫などの建物共済保険料の増額を、また、移動系防災行政無線設備光回線接続工事費について手数料への組替えを、それぞれ措置しております。

次に、教育費であります。小学校費の智頭小学校管理事業及び概要は4ページとなりますが、中学校費の中学校教育振興事業では、いずれも、建物共済保険料の増額のほか、サーモグラフィーカメラなど感染防止対策用備品の購入費を、それぞれ措置しております。

21ページの中央公民館費では、総合センター建物共済保険料の増額を、地区

公民館費では、山形第一地区公民館の外階段修繕に伴う修繕料の増額のほか、建物共済保険料の増額を、社会教育施設費では、久志谷地区集会所の消火器更新に要する経費のほか、建物共済保険料の増額を、文化財整備活用費の歴史の道整備活用推進事業では、福原便益施設建物共済保険料の増額のほか、工法変更等に伴う歴史の道整備工事費の増額を、石谷邸保存活用整備事業では、消火器更新に要する経費のほか、建物共済保険料の増額を、また、喫茶室の製氷機更新経費を、それぞれ措置しております。

学校給食費では、下落している漁価の下支えと、県産水産物の消費促進を図るとともに漁食普及につなげるため、県産水産物を食材として学校給食に提供する経費のほか、建物共済保険料の増額、ほのぼの内電灯のLED取替えに伴うリース料、工事請負費の減額及び小学校用の牛乳保管用冷蔵庫購入費を、また、給食費を4月に遡って完全に無償化とする経費を、それぞれ措置しております。

以上、合計2億7,705万5,000円の増額補正となっております。

歳入につきましては、2ページをご覧いただきたいと思いますが、そこに記載のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ほかの国庫補助金、県補助金などの国県支出金のほか、財産収入、繰越金、雑入及び町債をもって措置をしております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出並びに地方債補正の2区分に分けて行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

これから質疑を行います。まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 10ページの諸収入、雑入ですが、一番下です。違約金及び延納利息、これについて内容をお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これにつきましては、定住促進住宅の退去に伴う違約金等が発生しますので、それを計上しております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出から地方債の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 12ページ、まちづくり推進費、次世代IP告知端末アプリ開発委託料、これ8,000万円ついていますが、内容をお聞かせください。主だった詳細をお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 次世代IP告知端末ですが、クラウド型を想定しております。ですので、かなり汎用性が高いということもありまして、主にアプリケーションの開発を考えているところでございます。具体的に言いますと、例えば認知症予防のためのクイズ形式のアプリなども考えておりますし、町内飲食店、スーパーなどの特典チラシ等も告知端末によって周知することができれば、消費喚起につながるのではないかとというようなことも考えております。

あとは、図書館システムの連動ですとか、ホームページとの連動、あとは町内の智頭町における様々なデータを、告知端末やホームページに掲載することで、連動することで、住民の皆様がいろんな施策の展開とか、百人委員会とかでも活用できるのではないかとというようなことを考えておりますので、そういったアプリケーションの開発を考えているところでございます。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） あくまでアプリ開発であって、告知端末の各家にお配りしている機器の更新は、全然予算には入っていないということですか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 次世代IP告知端末の更新につきましては、来年度が本格的になると思いますので、そこに関連する部分は来年度予算というふうに考えています。

今回は、それに伴うクラウド型を考えておりますので、こういった2次補正の

予算もありますので、先行してアプリケーションを開発し、スムーズに掲載できるようなことを考えているところでございます。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） こういうアプリ開発は、どういったところに委託するのでしょうか。委託会社があまり何社もないように感じますが、どのような委託先なのかお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 基本的には、大手通信業者の子会社になると思います。そういったところと関連企業、アプリケーションを開発しているシステム開発事業者がありますので、そういったところを考えております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 同じく関連して、先ほど説明がありました次世代IP告知端末アプリ開発委託料8,000万円ですが、これはもう随契でされるんですか、公募入札方式ですか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 随契を考えております。

○議長（大河原昭洋） 5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） よく入札を公募されずに随契にされるんですけど、8,000万円の金額っていうのは、本当に少ないとは思いますが業者が、これが本来の随契でいいのかなというのが、非常に他の件でも疑問に思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これにつきましては、来年度IP告知端末のことにも関連してきますけども、既に先行して導入しているような事業が、自治体もございまして、そことの連携を図り、そういった協議会が既にあるということもございまして、そこにも加入するということを考えております。ですので、関連したものとして随意契約を考えているところでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

6番、大藤克紀議員。

○6番（大藤克紀） 同じく12ページの補償補填及び賠償金のところの、物件

移転等の補償費というので300万円上がっていますが、これの内容をお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これに伴いましては、光ケーブルの移設に伴うものですが、国道373号線の堆雪帯の工事とかで、かなりの共架はさせていただいている電柱が移動することになりますので、それに伴う物件移転補償費となっております。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 同じく12ページ、まちづくり推進費のまちのコインシステム導入ということで、この概念の内容を教えてください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） まちのコインにつきましてですが、これは皆さんに分かりやすく言いますと、地域通貨になります。その地域通貨が、どのように運用していくかというところになりますけども、今回のこのまちのコインというのは、既に鎌倉ですとか小田原で実証実験をされている、まちのコインというシステムがございますので、そういったシステムを使って地域通貨というものを構築していこうというふうに考えております。

この特別なものというか、特徴としては、このまちのコインはある意味人と人をつなげるというふうに説明させていただいているんですけども、例えばの具体的な使い方の例といたしまして、どこかの集落が総事をする際になかなか人手がいなくてできない、といったような状況が発生されると思います。その際に、どこかほかの集落から手伝いにきてほしいな、といったようなことが発生すると思いますけども、なかなかただで、ボランティアできてくださいというのはなかなか難しいというふうに思います。そういった際にこういったまちのコインのポイントを活用することによって、手伝いに来た人にまちのコイン等を付与するだとか、そういったようなことが考えられますので。

これは、あくまで今回実証実験です。国のほうの補助制度を使いまして、このまちのコインというシステムが智頭町にそぐうか、そぐわないかというようなことを実証実験で行っていきたいというふうに考えております。私が今、説明申し上げたのは例えばの例ですので、これからそのまちのコインの開発会社とブレインストーミングしながら、どういったものが智頭町にマッチしているのかという

ことを考えていきたいというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） コインといいましても、ポイントというふうに理解すればいいのかわからないんですけども、それを購入するときの購入時にそれに対しての何らかのメリットが、いわゆる1,000円は1,000円相当なのか、あるいは1,250円というような形の中でのものが1,000円で買えるとかいうような、プレミア的な感じがあるのか、それとも物のやり取りの形ではなしに数字で動かすのかという、その辺りは。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 地域通貨として活用する単位には、1ポイント1円だというふうに認識しております。それ以外にどういう活用の仕方があるかというのは、先ほども申しましたとおり、智頭町にマッチしたような使い方というのをこれから検討していきたい。何度も申しますけども、あくまで実証実験をするための制度設計ですので、そういったことを踏まえながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） それはそれとしまして、そのメリットですね。その通貨を使うメリット、もといコインを使うメリットと、現金をやり取りするのと比較になるメリットがどれぐらいあるのか。その部分がなければ、現金のやり取りのほうがいいかなという場合もあるかと思えます。やはり、まちのコインを使うということに対するメリットがはっきり分からんことには、なかなか普及はしないと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） メリットと言われて、具体的にお答えすることはちょっと私できないんですけども、世の中の地域通貨という制度が多々ある中で、今、生き残っている地域通貨というのは、やはり運営母体としてしっかりしているかというところになってくると思えます。

例えば、その構成が自治体と例えば金融機関がやると。今、成功している地域通貨においては、金融機関が主体的に動かしているということが成功事例として挙げられていますけども、こういった中山間地域において、その地域通貨の実用性等を踏まえて、いかに効果的なのかということについて今回実証実験をしたいとい

うふうに思っていますので、今、議員のおっしゃるメリットというのは、これからそのメリットを見いだすためにやっていくということで、私は認識しております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 先ほどお尋ねしたところの部分の委託料ですけども、8,000万円に対する委託料と、その下のまちのコインシステム導入検討支援委託料、支障なければ所管の委員会でもいいんですが、算出方法というか試算方法のこの委託料、どういった理由でこの金額の委託料になるのかというものが指し示せるようでしたら、所管の委員会でもよろしいので説明いただけませんか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 算出資料を提出させていただきます。

○議長（大河原昭洋） ほかに、ありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 本冊14ページ、民生費、障害福祉費、説明の提案理由のほうには重度障がい児者支援事業補助金、障がい児者在宅生活支援事業補償金のほうがすごく大きく読み取れたんですが、実際のところは障害者給付金の部分の実績見込みに伴う増額というふうにあります、832万8,000円ということは実績見込みでいくと、あと残り半期、給付費に充てると何人ぐらいの障がい者の方が増えるんですか、お答えください。

○議長（大河原昭洋） 執行部答弁は。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議長すみません、再度ちょっと質問のほうをもう一度お願いできますでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 障害者給付費の832万8,000円が実績見込みに伴う増額とありますので、この場で分からなければ所管の委員会でもいいので、詳細な資料を提出していただけませんか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 委員会のほうで詳細な資料のほうを提出させていただきます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 17ページ、農業振興費の公有財産購入です。これは原木シイタケの施設のことなんですが、今、物を持つより所有というよりも、やはり利用だという具合に言われている時代で、これは賃貸という選択肢はなかったのかどうか。そこら辺、どういう経過でこの購入になったんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 今現在芦津が栽培に利用していますが、今は国からの賃貸という形で借りています。ただ、今後将来的に永続的に、町のキノコ産業の拠点的な用地として、取得をするという判断に至ったところでございます。以上です。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 町の一種の基幹産業的なものという期待、それはそこはいいんですが、それをするために町が財産を取得して地域の人に利用していただく。多分これは、利用料ということは取らない形になるんでしょうけど、町として、このシイタケがずっといい具合に発展的拡大していけばいいんですが、最後に利用されなかったときに、町としても不要財産的なものになるおそれがある。そうならないためにも、利用できる期間だけ賃借をしてなるべくリスクを抑えるというスタンスが、必要なのではないかなという気がするんです。

何か聞いたところによると、これは国有財産なので個人への払下げ的なもの、個人も含めて集落ですね、そういうものは払下げができないんだと。自治体単位みたいな話、ちらっと聞いたのでそれがどうかは分かりませんが、そこら辺、そういう経過があって町が国から購入したという経緯、そこら辺はどうですか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 議員おっしゃるとおり、自治体だからこそ随意契約で購入ができるというルールがございます。自治体以外であれば競争入札という形になります。今は原木シイタケということに着目しておりますが、キノコセンターとこのまま連携していく中で、将来的には例えば薬用キノコであるとか、そういった部分も期待が持てますので、そういった事業を展開する上での用地ということでご理解いただければと思います。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） というようですが、国としては国有財産で対象が自治体ということであれば、購入も1つの選択肢でしょうし、その自治体が賃貸するという選択肢も私はあるような気がしたんですが、そこら辺の可能性がなくて購入になったのか、そこら辺はどういう経過でしょうか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 購入、それから賃貸、それぞれメリット、デメリットあると思うんですが、最終的には総合的に判断して、購入がいいという判断に至ったところであります。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

1番、谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 21ページの学校給食費の中で、提案理由の中で4月に遡って完全無償化となっておりますが、今までの分を返金されるということでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） そのように対応いたしたいと考えております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 17ページ、本冊の、岸本議員とかぶる質問になりますが、所管なのでまた後から、民生の常任委員会で詳しくお聞きはしたいと思えます。国から購入された後、芦津集落のほうに無償譲渡されるとか、そういった後の運用方法をまた後日、常任委員会で説明いただきたいと思えます。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） そこで、説明させていただきます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 19ページ、商工費の中の観光費で、コロナに打ち克て観光促進事業委託360万円です。これは、コロナ後を見据えた観光促進事業ということで、観光協会のほうに委託するということですが、このコロナ後を見据えた観光促進事業の具体的な内容をお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） コロナ後もそうなんですけども、今の観光対策もとい

うことも含めております。具体的な内容につきましては、まずホームページ、観光協会のホームページのリニューアルを考えております。そのリニューアル後に、観光協会のホームページ経由で観光協会がツアー造成するツアーに参加された方に対して、割引をするということを考えております。

例えば、ツアー商品が5,000円だとした場合に、半分を助成して町内の観光をしていただくだとか、そういったことを考えているということです。ツアー造成の内容につきましては、今、観光協会のほうでも詰めているところでして、ホームページを経由していただいた方に、智頭町に来ていただける方に対しての補助制度だということでございます。

○議長（大河原昭洋） よろしいですか。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 18ページです。商工振興費。智頭町飲食店連携応援補助金なんですけれども、智頭町には、大変な指摘がありました、飲食店が少ないということなんですけれども。これは具体的には、どういうふうな形で連携ということなんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） この飲食店連携応援補助金につきましては、少ないといいながらも町内に飲食店はございますので、その飲食店同士さんが連携した独自の事業に対して、町が支援をしていこうということを考えております。ですので、例えばAという飲食店さんや、Bという飲食店さんが連携していろんなメニュー開発ですとか、テイクアウトのやり方ですとか、そういったものを考えたときに、町として補助金として出すというようなことを考えているところでございます。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 現在もあるのかもしれませんが、じげのごっつおという確か3つの商店、食品関係の方が連携してやっておられたことの、概念的には共通するんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） そういった事業も以前されて、民間主導でされていまずことは承知しておりますので、そういったことも踏まえて、これからコロナが落ち着いた後でも、そういった飲食店さん同士の連携のきっかけになるというよ

うなことも見込んでいるところでございます。

○議長（大河原昭洋）　ほか、ありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志）　本冊18ページ、商工振興費と19ページ、観光費に絡むコロナ関係ですけども、これに関連して、当然石谷家住宅のほうのふるさと財団のほうとは連携して、売上げが落ち込んでいるところなんかは補填するというか、協力し合う関係づくりというのは考えておられますか。

○議長（大河原昭洋）　酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌）　今の質問の回答になっているかどうかは分かりませんが、このコロナに負けるな中小企業応援交付金がふるさと財団が対象にはなると、ちょっとその辺は今は回答は控えますけども、利用できるようにはする必要もあるのかなとは思いますが。

あと、19ページにあります利子補給に関しましては、これは町内事業所様がセーフティネットを申請して、町内金融機関から融資を受けた際の利子ですね、利子補給をするという制度ですので、ふるさと財団がセーフティネットを申請されたということであれば対象になるというふうに思います。

○議長（大河原昭洋）　ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり）　20ページ、教育費。小学校と中学校にサーモグラフィーカメラを備品購入するということですがけれども、このサーモグラフィーカメラというのは機能的に言えばピンからキリまでであるというか、幅広い精度のカメラがそろっております。このたび購入しようとしているものは、どのようなタイプの機械で、どのような目的で使うのか、お聞かせください。

○議長（大河原昭洋）　國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志）　サーモグラフィーですが、これについては主に登校したときに児童生徒の体温のあくまでも参考にとということで、そこでもし高ければ体温計等で測定をするという具合には考えております。

○議長（大河原昭洋）　11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり）　ということは、サーモグラフィーカメラのところに学校関係者が1人いて、その体温を測る、その他もろもろチェックするということですかね。というのが、カメラを置いておいて、室内でその内容を見るという機

能があるカメラもあります。先生の負担を考えたときに、何人ぐらいのそのサーモカメラを置いたときに、先生が何人ぐらい必要なのかな、先生の負担は大丈夫かなと心配するわけです。その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 先ほど登校時にということで申し上げましたが、詳細な使い方については、これから検討していくということとしております。例えば登校時、ある児童であったり生徒が発熱であれば、もしかしたらコロナというようなことで、また、そういうことが広がってもということもありますので、使い方については十分配慮した上で使っていきたいというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） その点についてもちょっと危惧をしております、サーモグラフィカメラに体温が表示される、それが自分も見える、周りも見えるというようなカメラもございます。そうしたときに先ほど課長が言われたように、体温が高い子どもに、「あ、コロナだ、コロナだ」というようなことになった場合、本当に学校に行きたくなくなるというようなことも懸念されます。ですから、十分そこら辺の使い方であるとか、機種選び方というのは配慮していただきたいと思っております。

先ほど、その前に質問したように、先生の負担に関して十分配慮していただきたいなと思っておりますが、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） また、現場の先生方とも相談して、使い方については十分協議をしてまいりたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 先ほど、目的としましてどのような使い方かということに関して、登校時ということでしたけれども、学校関係者以外の方が学校を出入りすることも多々あります。そういう外部者が入るということにも十分配慮していただきたいので、そういうときの体温チェックということもぜひもしていただいて、外部者及び保護者、学校内の出入りに関しての使い方ということも十分検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 今回、この備品以外にも非接触の体温計等も導入する

予定としております。例えば外部からの来訪者についてはいちいちサーモグラフィで測るというよりは、非接触の体温計等で測るのが適切かと思えます。この辺りについても、また現場といろいろ協議をして、最善の方法で対応してまいりたいと思えます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。
最後に、地方債補正も含め、再度、一般会計全般にわたっての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。
日程第17、議案第103号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。
江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案第103号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。
歳入歳出の予算の総額に、それぞれ57万6,000円を追加しまして、総額が2億6,968万2,000円とするものです。
歳出につきましては、33ページをご覧ください。新しい生活様式への対応から、使用料につきまして、コンビニ収納に係るシステム改修委託料、備品購入等の追加措置をしております。
歳入につきましては、32ページ、繰入金で賄っております。
以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。
日程第18、議案第104号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。
江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書34ページをご覧ください。

議案第104号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ985万7,000円を追加しまして、予算の総額をそれぞれ3億7,050万5,000円とするものです。

歳出につきましては、41ページをご覧ください。公共下水道事業と同じく、コンビニ収納に関するシステム改修委託料のほか、平成30年度豪雨災害復旧工事について追加措置をしております。

歳入につきましては、40ページ、繰入金、補償金と町債で賄っております。以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第105号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第105号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

補正予算書43ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,680万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億395万5,000円とするものです。

歳出につきましては、49ページをご覧ください。提案理由でも説明のあったとおり、新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充に向けた会計年度任用職員の雇用に要する経費のほか、過年度分事業費清算に伴う国県支出金等還付金の増額を措置しています。

財源につきましては、48ページをご覧ください。繰入金、繰越金で調整しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第106号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第106号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）です。

補正予算書53ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,660万8,000円とするものです。

歳出につきましては、59ページをご覧ください。提案理由でも説明のあったとおり、建物共済保険料の増額を措置しています。

財源につきましては、58ページをご覧ください。一般会計繰入金にて措置しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第107号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。補正予算書1ページのほうをご覧ください。

議案第107号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

収益的収入の予定額を50万5,000円増額し、総額を8,591万9,000円に、収益的支出の予定額を185万8,000円増額し、総額を8,25

9万3,000円とするものでございます。

それでは、3ページのほうをご覧ください。

収益的収入のほうから説明させていただきます。収益的収入におきましては、コンビニ収納システム導入経費分、50万5,000円を一般会計より繰り入れる予定でございます。

支出のほうにつきましては、営業費用の修繕費で134万5,000円、委託料と保険料を合わせまして51万3,000円を計上しております。修繕料につきましては、老朽化した上水道第1、第2水源の受電盤の改修費用並びに紫外線照射設備のメンテナンス費用、近年の実績等から算出した予定費用に現予算額を考慮して算出したものでございます。また、委託料ではコンビニ収納の導入経費、火災保険料の変更分を計上しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第108号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 議案第108号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出において、それぞれ80万円を増額し、補正後支出予定額を19億1,092万9,000円に、また、資本的収入及び支出において、それぞれ4,549万1,000円を増額し、補正後支出予定額を3億5,949万7,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。

収益的支出では、新型コロナウイルス感染症対策の消耗品及び消耗備品を計上しております。収入は他会計補助金としておりますが、県の医療環境整備等事業を活用することとしております。

続きまして、5ページをご覧ください。

資本的支出でございます。これは、入館者の新型コロナウイルス感染症対策のため、サーモグラフィーカメラを設置するための経費を措置するとともに、新型コロナウイルス感染の疑い患者を含む発熱者等の診療を適切に実施するため、発熱者用簡易診察室の設置、感染防止用医療機器の整備と人工呼吸器の購入に要する経費を措置しております。この経費につきましても、収入として他会計補助金として、県の医療環境整備等事業を活用するとともに、一般会計からの操出金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当していただくこととしております。

以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この提案理由にも書いている発熱者用簡易診察室の設置としておりますが、これは具体的にどういうところに設置予定でしょうか。

○議長（大河原昭洋） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） こちらの簡易診察室ということですが、こちらはプレハブにより病院外に、病院に隣接した場所にはなるんですが、プレハブを設置して簡易の診察室としていきたいと考えております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） あと、有形固定資産ということで、4,500万円ぐらいの機器があるんですが、またその総務の委員会でもいいですので、その機器の一覧ですね、価格、そういうものを含めてまた資料として出してはいただけませんか。

○議長（大河原昭洋） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） また、所管の委員会のほうで報告させていただきます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第109号 智頭町立富沢コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案書13ページ、議案説明書1ページとなります。

議案第109号 智頭町立富沢コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

これは、智頭町立富沢コミュニティーセンターの建設に伴い、設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とし、条例を定めることについて本議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、施設の名称、智頭町立富沢コミュニティーセンター、施設の所在地、鳥取県八頭郡智頭町大字新見371番地1、指定管理者による管理につきましては、町長が指定するものに維持管理に関する業務などを行わせることができるものとしします。

施行期日につきましては、規則で定める日としております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

換気のため、暫時休憩します。

再開は議場の時計で2時5分とさせていただきます。

休 憩 午後 1時57分

再 開 午後 2時05分

○議長（大河原昭洋） 再開します。

日程第24、議案第110号 智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金基金条例の制定についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案書16ページをご覧ください。議案説明書は1ページ目となります。

議案第110号 智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金基金
条例の制定についてでございます。

これは、新型ウイルス感染症等により深刻な影響を受ける町内事業者の経営維持・安定を図るために交付する、智頭町新型コロナウイルス感染症対応利子補給補助金の財源とする新たな基金の条例を制定するために、本議会の議決を求めるものでございます。

概要といたしましては、智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金の令和3年度以降の財源とするために、新たな基金を設置するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第25、議案第111号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書18ページとなります。議案説明書は2ページです。

議案第111号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

これは、新たに定住促進賃貸住宅を整備したために、この条例に追加するものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

19ページ目でございます、改正後に一番下に追加するものでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第26、議案第112号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案書20ページをご覧ください。議案説明資料2ページをご覧ください。

議案第112号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について。

富沢コミュニティーセンター建設に伴い、同センターに富沢地区公民館を移設するため、智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

改正する内容につきましては、21ページをご覧ください。別表第1の富沢公民館の位置を大字新見371番地1とし、別表第2で富沢地区公民館にありました会議室等の使用料等を削除するものでございます。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第27、議案第113号 智頭町立智頭図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案書22ページ、議案説明資料3ページをご覧ください。

議案第113号 智頭町立智頭図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新図書館の開設に伴い、次のとおり智頭町立智頭図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、

本議会の議決を求めるものでございます。

改正する内容につきましては、23ページをご覧ください。名称変更に伴い、智頭町立智頭図書館を智頭町立図書館と改めます。併せまして第1条、第3条も同様に改正をいたします。設置につきましては、名称及び位置を設置と改め、条文も次のとおり改正をいたします。

名称につきましては、広報ちづ等でお知らせをしているとおり「ちえの森ちづ図書館」、住所につきましては大字智頭2090番地の1。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第28、議案第114号 智頭町立地区集会所の設置及び管理等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案書24ページをご覧ください。併せて、議案説明資料3ページの下段もご覧ください。

議案第114号 智頭町立地区集会所の設置及び管理等に関する条例の一部改正につきましては、管理の現状に鑑み、久志谷地区集会所の所管を教育委員会から町長に変更するものでございます。

それでは、議案書の25ページをご覧ください。第4条及び第5条において、所管をそれぞれ教育委員会から町長に変更するため、所要の改正をしております。

施行期日は、公布の日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、課長のほうから現状に鑑みという言葉がありました。久志谷集会所の設置理念や目的については変わらないけど、管理の形態の部

分だけ変えていく、そこの理念やそこら辺には影響は受けないということによろしいですか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） あくまで管理、現状の管理の範囲の中で既に運営審議会、それから管理については町長部局、総務課のほうで行っておりますので、その現状に合わせるということで、設置の理念については変更は考えておりません。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第29、議案第115号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案書26ページをご覧ください。

議案第115号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

選任したい者、八頭郡智頭町大字智頭1668番地1、大坪正人。昭和15年8月17日生まれ。これは、固定資産評価審査委員会委員、現在の大坪正人氏の任期が本年9月30日で満期となりますので、引き続き同氏を選任したいので、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和5年9月30日までの3年間でございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第30、議案第116号 智頭町教育委員会委員の任命についての補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案書27ページをご覧ください。

議案第116号 智頭町教育委員会委員の任命について。

令和2年9月30日で辞職する委員に代わり、次の者を智頭町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

智頭町大字奥本443番地、安住順一。昭和34年4月12日生まれ。

なお、任期は前任委員の残任期間の令和2年10月1日から令和3年9月30日であります。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第31、議案第117号 智頭町教育委員会委員の任命についての補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案書28ページをご覧ください。

議案第117号 智頭町教育委員会委員の任命について。

令和2年9月30日で任期満了となる教育委員に代わり、次の者を智頭町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

智頭町大字南方664番地、河村郁子。昭和47年8月12日生まれ。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第32、議案第118号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案書29ページになります。議案説明書

が4ページとなります。

議案第118号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

智頭町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

30ページをご覧くださいまして、変更後の一番下のほうになります、地域通貨導入検討事業を追加するものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 補正でもこれ出ていたんですが、これは社会実験ということで、基本的には今年度内の事業ということだと思んですが、あと、これに過疎計に載せるということは、検討導入事業が来年度以降も続く可能性があるというような捉え方でよろしいのでしょうか。そこら辺どうですか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） このたびの事業の財源が、過疎地域等自立活性化推進交付金を活用しております。この事業を実行するに当たりまして、条件が過疎計画に掲載することとなっておりますので、このたび追加することとしております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第33、議案第119号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案書31ページをご覧ください。説明資料は4ページとなります。

議案第119号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更についてでございますけども、可燃物の新処理施設は令和4年8月から供用開始予定としておりまして、今後、管理運営に関する事務が必要となることから、議案書の32ページの

ほうになりますけども、別表第2の共同処理する事務のうち、「可燃物処理施設の建設に関する事務」から、「可燃物処理施設を設置し、その管理運営に関する事務」に変更するよう地方自治法第286条第1項の規定により、規約の一部変更について同法第290条の規定により議決を求めるものです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第34、議案第120号 町道の路線変更についての補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） それでは、議案書33ページをご覧ください。

議案第120号 町道の路線変更についてでございます。

これは、主要地方道津山智頭八東線のバイパス整備に伴い、坂原地内の一部区間の管理が県から町に移管されたため、同区間を町道金刀比羅線に編入することについて、道路法第10条第3項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、別で配付のA3一枚ものの図面をご覧ください。このたび、県から移管される赤く着色された延長126メートルが編入区間になります。この区間と、図面の右上から下に向かって肌色に着色された変更前の金刀比羅線を接続するため、青色で着色の新たに整備された県道の一部区間を、町道との重用区間とした路線になります。これによりまして、同路線の起点が智頭町大字坂原字前田137の1から、智頭町大字坂原字中河原384の5に変更となります。なお、終点につきましては変更ございません。

以上で、議案第120号の説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第35、報告第4号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） それでは、議案書34ページをお願いします。

報告第4号 法人の経営状況についてであります。

令和元年度株式会社サングリーン智頭の決算報告書36ページをご覧ください。

前年度平成30年度は、7名いた現場作業員の社員が2名退社して5名となり、本年度は入社と退社がそれぞれ2名ずつで、前年度末と同様に5名のままとっております。

続いて、38ページをお願いします。令和元年度の決算状況であります。

1つ目は、町有林の森林施業に伴う造林事業収入です。3か所で22ヘクタールの間伐と1,480メートルの作業道開設を行っています。2つ目は、町有林における造林事業の林産品売上げです。合計で1,118立米の材を、地元の原木市場に出荷しています。以下、森林組合兼個人などからの林産事業収入、原木シイタケ等の売上げの林産品売上げ、補助事業を中心としたその他の事業であります。総合計で4,144万7,145円です。平成27年度からの5年間で、8ヘクタールの間伐を実施しており、森林経営計画の達成率は96%となっております。

続いて39ページの貸借対照表でございます。

資産の部の流動資産と固定資産を含めた資産合計は、3,184万9,161円です。負債の部の流動負債と固定負債を含めた負債合計は、1,770万5,044円、資本の部の資本金2,000万円に積立金、前期繰越利益剰余金、当期欠損金を加えた資本合計は、1,414万4,117円、負債及び資本の合計は3,184万9,161円です。

続いて、40ページの損益計算書であります。

元年度決算の欄をご覧ください。収益から費用を差し引いた営業総利益1,644万2,307円、一般管理費合計2,374万1,679円、営業損益マイナス729万9,372円です。年度中途の退職に伴いまして、退職金330万円が発生しています。営業外損益を差し引いた経常損益マイナス392万295円、特別損益を差し引いた税引前当期損益マイナス390万1,778円、法人税、住民税を差し引いた税引後当期損益はマイナス408万4,278円となります。これに、前期繰越損益を加えた当期末処分利益剰余金は、マイナス985

万5, 883円となります。

なお、人件費につきましては事業への振替を行っていることから、その総額は決算数字としては表れておりませんが、人件費の総額は約2,600万円、前年度と比べて約100万円余りの減となっております。

41ページが、先ほどご説明した損益計算書の明細ですのでご確認ください。続きまして、42ページ、剰余金の処分についてであります。

当期欠損金と前期繰越欠損金の合計のマイナス985万5,883円を、次期繰越欠損金として処分するものです。平成30年度においては、7月豪雨に伴う未曾有の災害のため、作業の段取りが大幅に狂うなど非常に厳しい結果となり、令和元年度については、退職した熟練者の後任の補充ができないなど、非常に厳しい状況が続いているということで、2期連続の赤字決算となりました。

今期の赤字決算の要因についてご説明させていただきます。冒頭、平成30年度に作業員が2名退社したことを申し上げました。令和元年7月に退社した1名は、作業班の班長だった熟練者でありまして、その影響が最も大きいというふうに聞いております。12月に1名入社したんですが翌月には退社し、2月に採用した1名は、極めて実直に勤務していると聞いております。

もともとは2班体制だったのですが、現在は1班プラスアルファの体制で森林整備を進めているところであります。現在、社員2名の募集を行っておりまして、即戦力となる経験者を募集しているというふうに聞いております。ハローワークに求人を出したり、様々なチャンネルに声かけするなど、人材確保に向けて鋭意努力されておりますが、なかなか思うように人材が確保できないというのが実情でございます。引き続き人材確保に向けて、いろんな可能性を探ってみたいというふうに思っております。

以上が赤字決算の要因でございます。引き続き、町有林の整備をはじめとする各種の事業につきまして、サングリーン智頭と連携しながら取り組み、経営改善を促していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 決算を見ると、2期連続でトータル985万円の欠損金

だということで、欠損金が出た要因は今、説明が合ったような部分で、ある程度は理解できるんですが、今後の体制としてこういう欠損金も含めて、経営の体質が改善できるのかということがポイントになると思うんです。

ちょっといろんな経験者が、聞くところによると職員2名と作業員、社員ですね、が5名だと。その固定経費の職員の2名というのが負担ではないかというような意見もあるので、そこら辺の内部改革的なものです、当然森林等から下請ししっかり仕事量、作業量を確保する。社員の5名がフルに活用して、収益を上げていくというような体制が必要だと思うんですが、なかなかそこら辺のいい具合に回転ができていないような気がするんですが、監督する立場としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 先ほど申しましたとおり、まずは即戦力となる人材を、いかにして確保するかということに尽きるのではないかと考えております。昨年来、その前ぐらいからでしょうか、お隣の宍粟の林業大学校にも声かけしたり、実習にも来たようですが、なかなかじゃあ社員としてということにならないといったようなところがございます。いずれにしても、一日も早く作業員を確保するという事は、当面の一番の課題であるというふうに思っています。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 先ほどから、どうもちょっと違和感を感じながらずっと聞いております。そもそもサングリーンというのは、設立当初の理念としましては、私はそこで即戦力の作業員ということ自体にすごく違和感があるわけです。サングリーンは、確か人材を育成するという形の中で設立された3セクであるというふうに認識しておるわけですがけれども、その辺りに対して経営という部分の数字に対しての部分と、それから、人材育成という中での考え方というものにちょっと基本に立ち返って、そもそも設立の時点から今日に至るまでの経緯の中で、これから先いわゆる継続していく事業所なのか、あるいはそれをするためには何をもってして経営を安定させ、かつ、設立の理念を貫いていくのか。その辺の基本姿勢というのは、どういうふうになっておるんですか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 議員がおっしゃるように、もともとのサングリー

ンの趣旨というのは私も承知しております。あくまでその人材育成、サングリーンで技術を磨いて卒業して独り立ちする、そういった担い手を育てる場であるということは私も重々承知しております。ただ、2期続けての赤字が積み重なっているような状況の中で、なかなかそうも言っておれないなというような状況があることは、ご理解いただければと思います。

昨年12月に入った社員も全くの素人の社員が入って、一生懸命毎日毎日頑張っているようであります。そういった若い担い手が育つ場であるということも一方で踏まえつつ、一方でその経営ということとどう折り合いをつけるのかという、バランスをどうやって取っていくかというのが当面の課題であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） そこで考えられるのは、やはり人材を育成する機関として必要であるという観点に立ちますと、経営の面から考えていきますと、やはり新たな手法の注入ということも考えなければならんのかなとは思いますが、すけれども、そういうことができない形の中でずっと続けていくということになれば、設立の理念からも遠ざかり、経営の現状から非常に圧迫がくるという、二重の部分を持つわけですが、そこら辺のところは抜本的に資本注入することによって、設立の理念をしっかりと守るんだと、人材育成というものに対してこの町の姿勢を含めてというのか、あるいは、そこから離れて森林組合の子会社的な形に甘んじるのか、そこら辺のところは基本的に持たないと、これをずるずると引きずる形の中で行けば、1も取らず、2も取らずというふうになりかねないと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 今後サングリーンをどうするかということは、大きな課題だと思っております。社長とも話をしますが、ただ、現実的な赤字をどう減らしていくかといった視点も踏まえながら、どうやって経営を改善しながら、この次につなげていくのかといったことにつきまして、社長とよく今後、話をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第36、報告第5号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 議案書44ページをご覧ください。

報告第5号 法人の経営状況について報告をします。

46ページから53ページまでが、令和元年度に開催しました事業報告でございます。

令和元年度は記載しているとおり、数々の企画や展示、PR等を行ってまいりましたが、近年の団体客減少が続いているのに加え、今年に入ってから新型コロナウイルス感染症の影響などにより、入館者数が1万9,564人となり、平成13年に開館して以来、初めて2万人を割り込んでおります。

続きまして54ページから65ページまでが、令和元年度の決算の内容でございます。54ページと55ページをA3判に拡大したものを別途お配りをしておりますので、54ページの損益計算書で令和元年度の決算に関する報告をさせていただきます。なお、備考欄に主な内容を記載しております。

まず、ローマ数字Iの一般正味財産増減の部、(1)経常収益でございますが、4段目の基本財産受取利息8,982円であります。次に、事業収益の智頭町受託収益1,068万円、これが指定管理料でございます。次に、入館料収益837万5,255円、入館者1万9,564人分の入館料と志保やの会の年会費であります。

続きまして、イベント収入といたしまして75万2,740円、これは庭園公開などの収入であります。喫茶・物販収入が396万7,365円でございます。そのほか県補助金、雑収益などあります。経常収益の合計は2,438万6,634円となります。

続きまして(2)の経常費用でございますが、主なものとしましては、人件費に係る給料手当から臨時雇賃金、厚生福利費までが人件費でございます。また、維持管理に用います光熱費、燃料代及び租税公課、食糧費、広告費などについて支出の内訳を記しております。経常費用の合計といたしまして、2,522万187円となります。

続きまして2の経常外増減の部をご覧くださいと思います。当期一般正味

財産増減額はマイナス83万3,553円で、一般正味財産期末残高は210万3,880円となっております。

ローマ数字Ⅱの指定正味財産の増減の部は、立ち上げのときからの出資金であり、前年と同額となっております。

ローマ数字Ⅲ、正味財産期末残高は、2,820万3,880円となります。これが令和2年度へ繰越しする金額となるものであります。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 先ほど説明がありました54ページの、結局当期経常増減額のところがマイナス83万3,553円で、一般正味財産の期首残高が293万7,433円で、差し引いたところがあと残りが210万3,880円、これが令和元年度ですから。この間も意見交換会でありましたが、令和2年度まともに影響を受けていると思いますのでコロナの。多分ここの期末残高が次回はマイナスになると思います。いろいろ工夫はされていると思いますが、前回期首残高2,610万円、資本金の部分も今後は考えていかなきゃならないということもおっしゃっておられましたけど、今年度多分マイナスになると思いますが、どういった手当を考えておられますか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 先ほどの補正予算の中にもありましたが、そういった補助金であるとか、コロナに関する補助金であるとか、そういったものが対象となればそういったものも活用してまいりたいと思いますが、そうはいいましても赤字の見込みがかなりの額になると思われれます。また、そういった手当につきましては、また、内部で検討して手当をしてまいりたいと考えております。

○議長（大河原昭洋） 5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 要するに、智頭町からの受託収益の部分の1,068万円、これがなければもっとひどいことになっておるわけでした、給料手当、臨時雇用賃金の部分、福利厚生費等と合わせると、大体1,500万円ぐらい人件費がかかっておりますが、本当にこれだけのスタッフが必要なのかとか、もう少し事業内容を見直すということを考えられたらいかがでしょうか。

- 議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。
- 教育課長（國岡厚志） 財団の理事会、評議委員会等もございますので、こちらでも検討しておりますが、どうしても毎日開館をしている、水曜日が定休日なんです、そうすると人もやはり最低限必要になってまいりますし、あとは事業の見直し、今後アフターコロナというところで、なかなか団体客も見込めないというところで、入館料収入も厳しくなることが予想されております。事業の見直しも当然行っていないといけないと思いますが、コロナも見据えたところでまたそういった事業の見直しであるとか、いろんな新たな事業等も検討してまいりたいと思っております。
- 議長（大河原昭洋） 5番、河村仁志議員。
- 5番（河村仁志） 前回の前寺谷町長のほうにもお話しさせてもらった件なんです、観光協会とこのふるさと振興財団との組織を一連的に考えて、もう少し全般的な経費の支出とか、職員の配置の適正な人数というのを検討されるという一応約束というか、検討するというので前町長がおっしゃっておられたんですが、そういったところの引継ぎって受けておられますか。
- 議長（大河原昭洋） 執行部答弁を。
國岡教育課長。
- 教育課長（國岡厚志） 因幡街道ふるさと振興財団につきましては、県からの出資であるとか、様々な銀行からの出資であるとか、先ほど申しあげました出資金がございます。なかなか簡単に観光協会と合同にということは難しいかと思いますが、検討はしてまいりたいと思っております。観光であるとか、ちづみち等の活用等でいろいろ連携できることはあると思っておりますので、まずはそういったところで連携を深めてまいりたいと思っております。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。
これで、補足説明及び質疑を終わります。

日程第37 陳情について

- 議長（大河原昭洋） 日程第37、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、9月10日並びに9月12日から9月17日までの7日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、9月10日並びに9月12日から9月17日までの7日間を休会としたいと思います。

9月11日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は各委員会等を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る9月18日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和2年9月9日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 波 多 恵 理 子

智頭町議会議員 安 道 泰 治